

2005年7月レポート

- 国別:

タイ
中国
マレーシア
シンガポール
フィリピン
インドネシア
ベトナム
インド

タイ

2005年7月ニュース

1. 模倣品海賊版がファッションハブ野望の障害
2. 小売店がアムウェイに法的訴訟
3. 3500万パーツの違法CDを摘発
4. 著作権侵害DVDレンタル店を暴く
5. 偽ゴルフクラブを暴く
6. 偽バイアグラメーカーを逮捕
7. 偽トナーがターゲットに
8. タイが「生物海賊行為」を防ぐ
9. ECが知的財産権保護のメリットを説く
10. Surin Hom Mali 米が地理的表示保護を受けた
11. IBMが無料で開発者にソフト利用
12. トムヤムクン

1. 模倣品海賊版がファッションハブ野望の障害

(ザ・ネーション紙、ビジネス面、4B面、タイ、2005年7月1日)

バンコクを地域のファッション拠点とするためには、模倣品海賊版撲滅と生産改善へ集中するべきだと、ドイツの皮革製品工業の専門家が、タイの靴及び皮革製品メーカーや輸出者に警告した。

在バンコクのタイ-ドイツ商工会議所国際マーケティング担当者であり、革専門家でもある Peter Kern は、模倣品海賊版を厳しく取り締まることに政府は専念すべきであり、そのことが、タイがアジア地域のファッションハブになる目的を達成する助けになると主張した。また、国内メーカーは、タイの競争力を向上させるために自前でデザインを創ることに、もっと集中すべきであるとした。

2. 小売店がアムウェイに法的訴訟

(ザ・ネーション紙、ビジネス面、1B&3B面、タイ、2005年7月9日)

スパンブリー県のコンビニエンス・ストア会社である Sawasdiraksa 社は、タイ・アムウェイ社が物流センターを展開するために、同社の「pick 'n' pay」コンセプトを盗用した

類似の名称をつけたサービスを提供していることで、タイ・アムウェイ社に対して訴訟を起こした。

知的財産国際取引中央裁判所に提出された陳述書によると、Sawasdiraksa 社は、1994 年に「pick ‘n’ pay」という語群を登録したと主張した。タイ国内最大手の直販会社であるタイ・アムウェイ社は「Pick & Pay」コンセプトを 2000 年に初めて展開したが、同名称を登録しなかった。しかし、タイ・アムウェイ社の顧問法律事務所である Tilleke&Gibbins 法律事務所は、Sawasdiraksa 社がつい最近の 2002 年に「pick & pay」という単語を登録しようとしたと述べた。そして、登録当局は、同単語が特定企業による占領されるには、あまりにも一般的過ぎるため、登録を拒絶した。

Sawasdiraksa 社は、タイ・アムウェイ社の物流センターが立地する全国 10 個所の警察署に告訴を届け出た。タイ・アムウェイ社の幹部は、Sawasdiraksa 社が一度もコンタクトをして来ていないと主張した。「我々は Sawasdiraksa 社から何の連絡ももらったことがない。Sawasdiraksa 社が訴訟を起こして初めてそのことについて知った」と匿名希望の同社幹部が説明した。また、「Pick & Pay」コンセプトは、タイ・アムウェイ社と同社代理人との間のビジネスの性質を反映するものにすぎないため、商標として登録していないと付け加えた。

3. 3500 万パーツの違法 CD を摘発

(ザ・ネーション紙、国内ニュース面、3A 面、タイ、2005 年 7 月 10 日)

トンブリ地区に 3500 万パーツ相当の海賊版 CD 10 万枚以上が警察の手入れで発見された。7 人が逮捕された。経済犯罪捜査部(ECID)は、Phasi-Charoen 地区の 3 つのタウンハウスを襲撃し、Sony Music Entertainment 社の 102,000 枚の海賊版 CD と 40 万枚の CD カバーを発見した。警察は、所有者を追い詰めると述べた。

4. 著作権侵害 DVD レンタル店を暴く

(Bangkok Shuho、1 頁、2005 年 7 月 11-17 日)

日本の放送番組著作保護協会(放番協)は、2005 年 6 月 22 日にバンコクで経済犯罪捜査部(ECID)及び Tilleke & Gibbins 法律事務所と一緒に Sukhumvit 通りの Soi 55 にある DVD レンタル店に対し著作権侵害の疑いで捜査を行い、1 人のタイ人マネージャーを逮捕した。

放番協によれば、この店は昨年 1 月をオープンし、日本のテレビ番組を録画してタイで DVD へ複製し、駐在日本人へその DVD を有料で貸した。放番協は、このような無認可行為が著作権侵害であると主張する。しかしながら、同店は、摘発された後もまだ営業を続けている。同店の日本人マネージャーは、著作権侵害であることを認識していると述べた。しかし、日本人顧客からの DVD レンタル継続の要望があるため、可能な限り、営業を継続したいという。

タイでは、放番協から認可を取得した 4 軒の VHS ビデオ店がある。4 軒は、著作権侵害 DVD レンタル店がオープンした後、売上が 1/3 まで落ちたと主張している。

5. 偽ゴルフクラブを暴く

(Bangkok Shuho、1 頁、2005 年7月14-20 日)

経済犯罪捜査部(ECID)は、7月7日に、タニヤプラザの12軒のゴルフ店を捜査し、100万バツ相当の1542点の商品を押収し、店のタイ人マネージャーを逮捕した。これらの店は「TaylorMade」、「callaway」、「PING」、「KING cobra」、「ナイキ」などの偽ゴルフクラブ、バッグ、ウェア、ヘッドカバー、ゴルフ・グローブを販売していた。そのうちのいくつかは類似した商標をつけた低品質の模倣品である。しかし、他のものはオリジナル品に非常に近い正確なコピー品である。これらは半値程度で販売されている。

タニヤプラザの他店のあるマネージャーによると、模倣品販売店の数は、ここ3-4年増加している。同マネージャーはこの模倣品問題についてより多くの捜査を期待するとして、今回の捜査を歓迎した。

6. 偽バイアグラメーカーを逮捕

(ザ・ネーション紙、国内ニュース面、3A 面、タイ、2005 年7月17 日)

偽バイアグラ事件で保釈中に失踪し、カンボジアへ逃れたトルコ人の Gokhan Ozek は、バンコク国際空港へ戻った時に逮捕された。

2002 年3月に、警察は Bang Khae 地区の工場を襲撃し、何百万もの偽造バリウムとバイアグラを摘発した。警察は容疑者を取調べし、それにより、Ozek が偽薬成分の供給者であると判明した。バイアグラの正式メーカーであるファイザーと協力することで、無許可で薬を製造したとして、警察は Sukhumvit Soi 11 において、国際的なおとり捜査を行い Ozek を逮捕した。

米国の調査官は、偽バイアグラ錠剤がカンボジアにある Ozek の工場で生産され、東南アジア諸国に輸出販売され、多くのユーザを殺したことを明らかにした。申し立てによると、Ozek の錠剤により、ファイザー社は5000万米ドルの損害を受けた。

7. 偽トナーがターゲットに

(ザ・ネーション紙、ビジネス面、5B 面、タイ、2005 年7月19 日)

日本の電子メーカー大手シャープとキヤノンは、それぞれの商標をつけるカラー複写機トナーの模倣品の生産販売を摘発するためにタイでキャンペーンを開始した。

両社は、本物の高品質製品を買っていると顧客がだまされることが無いよう、パッケージングに両者の商標をつけたカラー複写機トナーの低品質の模倣品が流通していることを、消費者に警告した。

最近では、6月29日にバンコクの Ban Khae 地区で行われた摘発にも見られるように、模倣品製造者は、オリジナル製品とほとんど同一のパッケージングを生産する能力を持っていると両社は述べた。

模倣品を差し押えることにより、電子メーカーに製造された純正複写機を破損するような低品質の模倣品の市場流通を止めることが出来ると警察は主張した。警察は、模倣品製造の首謀者は、40万バツ以下の罰金か禁固刑4年までの処罰を受けると述べた。

8. タイが「生物海賊行為」を防ぐ

(バンコクポスト紙、ビジネス面、B1面、タイ、2005年7月20日)

米国貿易交渉担当者は、提案されたタイ - 米自由貿易協定において、知的財産権保護を強化するように求めたが、タイ側は遺伝子資源と生物海賊行為への対処に関する課題を逆に提案した。タイは、WTOへ生物海賊行為への対策案を提出しようとしている。

米国担当者は、インターネットのアプリケーションのような新技術に著作権保護を拡大するように要求することを主張した。米国は、各映画撮影会社の映画の最初にMGMのライオンがほえる声のようなどころまでカバーするような、「匂いや音」も保護するように商標保護を拡張したかった。

法施行において、議論が知的財産侵害に対する罰に集中した。知的財産権侵害に対して、米国は民事的な保護を与えるのみだが、タイは民事刑事双方の処罰を要求した。この件について更なる調整が必要である。

米国貿易交渉担当者は、来年4月までにタイとの自由貿易協定交渉を終了させたいとした。しかし、タイの政府関係者はより悲観的であり、特にサービス分野の自由化に関して、基本的な枠組を締結させる交渉の中で、まだ大きな溝があるという。

9. ECが知的財産権保護のメリットを説く

(ザ・ネーション紙、ビジネス面、4B面、タイ、2005年7月20日)

クルンテープ・トゥラキット紙、農商業面、7面、タイ、2005年6月20日)

欧州特許庁は、個人の創造性を守り、国の競争力を強化するような、知的財産文化を発展させることをタイに促した。同庁法務国際担当のManuel Desantes 副長官は、知的財産権(IPR)システムを発展させ、かつ知的財産に関する理解を促進するようにすることが、タイには必要だと主張した。

バンコクのホテルで開催されたセミナーは、知的財産局、欧州委員会、欧州特許庁によって共催された。同セミナーは、知的財産権に注目し、ヨーロッパへ輸出する製品に付加価値をつけることを、有望なタイの製造業者に対し奨励することにねらいがある。

在タイ EC 代表団大使の Feiedrich Hamburger は、ヨーロッパがタイの模倣品海賊版製造者に関する問題が多く持っているとして述べた。知的財産権保護の重要性を理解するように欧州とタイで知識を共有することについて、両国が製造業者を奨励すべきであると主張した。

Desantes 副長官は、模倣品海賊版の製造は短期利益を国にもたらすかもしれないが、一方で結局模倣品海賊版の製造者が国の能力や国民の創造性をむしばんでいると述べた。

欧州-アセアン知的財産権協力プログラムに基づき、タイの特許書類は今年末までにヨーロッパのデータベースに入れられることも付け加えた。これにより、タイの特許権の保護は世界的に保証される。

Desantes 副長官は、特許、商標および著作権の保護を受けるために、1997年から2004年の間に欧州特許庁に340人のタイ人が出願したと述べた。163の商標だけが登録され、企業8社が著作権の承認を得た。タイ政府は、外国でのタイ人発明の保護を容易にするために特許協力条約(PCT)に加盟すべきであるとDesantes副長官が述べた。

10. Surin Hom Mali 米が地理的表示保護を受けた

(*Thai News Service*, 2005年7月22日)

(*クルンテープ・トゥラキット紙*, 農商業面, 7面, タイ, 2005年6月20日)

東北地方スリン県で栽培される芳香性米の Surin Hom Mali 米は、地理的表示法で保護される最初のタイ製品になった。商務省関係者は、同米が商務省知的財産局から保護対象との指定を受けたと述べた。

知的財産権保護の一環であるこの法律により、特定の地理的立地を有する特産品が保護される。また、指定された特産品について、品質管理がされていることを保証し、また、関連製品に新たな価値を与える。類似した法律により、フランスで生産されたシャンペンやイタリアのパルマ・ハムが保護されている。

農業局研究者の Laddawan Kannoot 博士は、200以上の農民グループや農業協同組合が Surin Hom Mali 米生産プロジェクトに協力していると述べた。彼らが国内外の市場ともに供給するために十分に生産すると期待された。

知的財産局は、他の3つの特産品にこの法律の適用を検討している。Bangbor 地区で取れるヘビ皮のグーラミー魚である Pla Salid Bangbor、Phetchabun 県のスウィート・タマリンド、そして、Nakonchaisee 県のザボンである。地理的表示法はこれら3つの特産品に今年末までに適用されると予想される。

Laddawan 博士によれば、このような保護された特産品は、ヨーロッパ市場において大変ポピュラーである。農業局は、Pattalunng 県からの Sangyod 米を含む他の国内米品種が保護を受けられるよう支援することを準備していると Laddawan 博士が述べた。

11. IBM が無料で開発者にソフト利用

(*ザ・ネーション紙*, 主要ニュース面, 1A&4A 面, タイ, 2005年7月29日)

タイ IBM は、タイでオープンソース・ソフトウェアを活用するグループや個人に500の特許されたソフトウェアの無料使用を保証した。その意図は、ソフトウェア開発者に IBM ノウハウを使用する機会を与え、新たなアプリケーションを独力で造らせることである。

オープンソース・ソフトウェアは、ソース・コードが誰にでも開示され、また、公表されるコンピュータ・プログラムである。プログラム使用料やロイヤルティなどの報酬がなく、ソース・コードをコピーし、修正、配布できるライセンス契約となっているため、容易に利用可能になった。

12. トムヤムクン

(バンコクポスト紙、国内ニュース面、3面、タイ、2005年7月29日)

タクシン・シナワット首相は、武道アクション映画であるトムヤムクンが海外市場で6億バツ以上の利益を得たと聞き、タイ映画の著作権侵害を厳しく取り締まるように警察に求めた。

また、海賊版 VCD に対する捜査活動のため、首都警察局はポピュラー映画製作を手がける Sahamongkol Film 社と協力した。

中国

2005年7月ニュース

1. 北京の「シルク街」商標侵害で訴訟
2. 中国の登録商標が237万件に達した
3. 商標保護を強化
4. 香港が海賊版で中国政府に働きかけるべきと日本に注文
5. 中国と米国が知的財産権に同意
6. 国際特許フェア
7. 中国が18,130の商標侵害を取締った
8. 海賊版ハリウッド・ポッター
9. 中国がハリウッド映画著作権保護を約束
10. 床メーカーが特許侵害で告訴
11. 中国が医薬産業の知的財産権保護強化を
12. 中国が漫画を特許販売につなげる
13. 偽ナイキスポーツ靴が中国で摘発
14. 税関が最大の偽物組織を強襲
15. 米国と香港トップが知的財産について議論

1. 北京の「シルク街」商標侵害で訴訟

(Xinhua's China Economic Information Service、2005年7月7日)

北京で外国人観光客に安い衣服を売る人気市場は、7月6日に、コンサルティング会社の商標の違法使用で告訴された。

北京に本社があるコンサルティング会社で、商標所有者である Beijing Yelusheng Commerce and Trade 社が同社の権利を侵害したとして、「シルク街」の名前を使用した、Beijing Xiushui Haosen Clothing Market 社と Beijing Xinya Shenghong Real Estate Development 社を訴えた裁判の公判が7月6日に開かれた。

原告は350万元(423,000米ドル)の補償を請求したが、7月6日に開かれた北京第2番中級人民裁判所の審問で被告は容疑をすべて否定した。

被告によると、商標が登録されるかなり前に、「シルク街」の名前が使われており、また、登録はそれ自体悪意があるという。

2002年に国家工商行政管理総局商標局が Yelusheng 社の「シルク街」商標の登録を認めた原告の弁護士 Wu Xiaodong は述べ、両被告が同弁護士のクライアントから許可を得ずに、シルク街ロゴや文字を使用したと強調した。

原告は、被告の新デパートが今年初めに模倣品海賊版を販売し、逮捕されたことにより、原告企業の評判が悪くなったと主張し、問題のロゴ使用をやめ、謝罪広告を出すように被告に要求した。

しかし、被告は「シルク街」が同コンサルティング会社によって所有された商標ではなく、場所やデパートの名前として広く認識されていると主張した。法廷は7月6日に判決を出さなかった。

2. 中国の登録商標が 237 万件に達した

(Asia Pulse, 2005 年7月11日)

最近の発表統計によれば、中国の累計登録商標数は本年6月末日迄に237万件に達した。

1983年に、中国の年間商標登録出願件数が20,000件未満で、その中で1,687件が外国企業の出願であった。2004年に、年間登録出願件数は588,000件に達し、中国は3年連続世界トップとなった。

2004年の年間出願件数の中で、60,000件は外国企業の商標であり、アメリカ、日本とドイツが、それぞれ13,343件、11,945件、5,961件を出願し、国別の商標出願件数でトップ、2位と3位にランクされたと国家工商行政管理総局の Li Dongsheng 副長官が北京で開かれた月曜日の記者会見で発表した。

中国は包括的で有効な商標制度を有し、登録商標の独占使用権保護が有効であり、かつ、外人投資家が中国の投資環境に対して強い信頼感を持つということが実証されたと同副長官は結論した。

3. 商標保護を強化

(South China Morning Post, 2005 年7月12日)

上級職員によると、全国の商標権侵害件数が急上昇するため、北京政府は、30の有名商標を保護する特別対策を打ち出している。国家工商行政管理総局の Li Dongsheng 副長官は、当局が商標侵害事件等で特別保護を受ける商標を選ぶと述べた。

デュポン、ジレット、ランコム、ボス、フィリップス、ディズニーなどを含む有名商標が、7月末に開始する全国知的財産権保護キャンペーンの発表後に選ばれると同副長官が述べた。

当局は昨年 40,171 件の商標権侵害や模倣品事件を摘発し、2003 年と比べ 51.66% 増加した。昨年の逮捕件数のうち、5,401 件は外国商標であった。1982 年に商標法制定以来商標登録件数は急上昇した。

中国本土の登録商標総数は先月末までに 237 万件に達し、129 か国や地域の外国籍企業が 422,000 件を登録したと Li 副長官が述べた。

Li 副長官は、中国が知的財産権保護の点で多くの先進国より遅れることを認めたが、西側諸国のように、市場経済を実行した経験は何百年ではなく数十年間程度であると主張した。「中国が西側諸国のような標準に達したと期待することは非現実的である」と副長官が述べた。

また、同副長官は、多くの西側諸国では事件は訴訟となっているが、中国では権利紛争の 90% 以上が裁判所で終結するのではなく行政によって解決されているとし、中国本土の司法・行政による「ダブルトラック」的知的財産権保護制度が有効であると述べた。

4. 香港が海賊版で中国政府に働きかけるべきと日本に注文

(BBC Monitoring Asia Pacific, 2005 年 7 月 12 日)

7 月 12 日(火)に海賊版対策を担当する香港の高官は、地方自治体がしばしば海賊版製造者を保護するので、映画製作会社、出版社、レコード会社、ゲーム製作会社を含む日本の著作権者に、海賊版作成を止めるように中国政府にロビー活動をするように促した。

日本の著作権者が参加した東京における海賊版対策セミナーで、国際映画協会[MPA]中国地域担当の Sam Ho 部長は、知的財産権についての権利者が文化省や国家評議会のような中国の中央政府組織に対し、実際の海賊版事件に関して書面による報告書を提出することが重要であると主張した。

インターネット・オークションによる海賊版の取引に関しては、Ho 氏は、刑事訴追が香港と台湾で可能であると述べた。しかし、中国では適切な法令が無いため、中華人民共和国民しか行政処分を申し立てることが出来ない。日本政府によって調査されたデータによれば、中国で 2003 年に日本製品の 84% の著作権が侵害され、推定 5,500 億円の損害を引き起こしている。2002 年に香港と台湾で日本製品の著作権侵害の推定総損害額は、日本の調査によれば、8,090 億円にも上るといふ。

5. 中国と米国が知的財産権に同意

(Asia Pulse, 2005 年 7 月 12 日)

(BBC Monitoring Asia Pacific, 2005 年 7 月 12 日)

中国と米国の貿易担当政府高官は 7 月 11 日に長い 1 日にわたる交渉を終え、知的財産権(IPR)保護に同意した。

通商貿易合同会議(JCCT)の年次会合は、中国の Wu Yi 副首相、米国 Carlos Gutierrez 商務長官と米国通商代表 Robert Portman の共同議長によって行われた。

両国は、知的財産権侵害に対する国内訴訟に関する相互の協力仕組みをつくり、映画の著作権を保護することに合意した、と中国の商務省情報筋が述べた。

中国の政府関係者は、中国の薬草、従来文化や遺伝資源の知的財産保護に注意を払うように米国カウンターパートに要求した。

知的財産権保護に加え、両国は、安全監視機関の対話機構、JCCT 枠組み下の観光協力に関する共同実施チームを設立することに合意した。

6. 国際特許フェア

(Industry Updates, 2005 年7月12日)

中国国家知識産権局(SIPO)は、8月18-20日に2005年中国国際特許フェアが北東遼寧省の海港都市の Dalian 市にて開催されると7月12日に発表した。

SIPO は、カナダ、フランス、日本、米国を含む20以上の国や地域の学術研究機関や企業に同フェア参加を呼びかけた。多国籍企業グループが同フェアで最新技術や製品を展示すると予想される。

SIPO は、国家先端技術研究開発プログラムや国家主要研究開発プログラムから得られた特許取得技術をまとめ、同フェアに展示する。また、金融機関、ベンチャーキャピタリスト、知的財産関連機関や知的財産価値鑑定専門家も同フェアに招待される。

7. 中国が18,130の商標侵害を取り締まった

(Xinhua News Agency, 2005 年7月14日)

今年前半の6か月に、中国は計18,130の商標権侵害案件を取り締まった。中国の産業・商業当局は101万人の検査官を派遣し、268万の商業関係施設を捜査し、約12,000の商業市場、模倣品海賊版を生産販売する1,745の隠れ家を発見したと述べた。

全商標権侵害のうち、2,451件は外国商標と関係があったものである。約1,445万の模倣商標と40,000の模倣品海賊版製造設備が摘発され、701万の模倣品海賊版が並べられた。

総額1億1500万元(約1,390万米ドル)の罰金が集められた。また、更なる調査のために、88人が逮捕された。北中国の天津市当局で開催された会合で、国家工商行政管理総局商標局の Qinghu 部長は、司法手段で知的財産権を保護出来るようになって、初めて中国は安心して商業が行える国家となると述べた。

彼によれば、1月から6月迄の間で、様々なレベルの司法当局に処理された商標権侵害件数や容疑者の数は、昨年同期間に比べ、それぞれ3.2倍と2.3倍に増加した。

さらに、今年前半の商標権侵害の取締件数は、2004年同期と比べ、13.4%増大した。一方で、外国商標に関する取締件数は55.5%増大した。

8. 海賊版ハリー・ポッター

(Agence France Presse、2005年7月15日)

最新のハリー・ポッターシリーズの中国版の公式出版業者は、海賊版を打ち負かすつもりで、同シリーズ最新版を急いで翻訳していると発表した。最も成功した同シリーズの第6作「ハリー・ポッターと異母王子」は7月16日に公表される。

Guangming 愛書家ウェブサイトによると、オリジナル版第5作が2003年6月に出版された丁度3か月後に、出版業者は同年9月にハリー・ポッター本の中国版を販売した。

しかし、オリジナル英語版が市場に出回った後わずか1か月後に配布されるようになったオンライン版海賊版にまだ追いつかなかった。印刷された海賊版も、中国の店にすぐに出た。

知的財産権侵害は、DVD上の音楽映像から本の印刷まで中国に蔓延している。海賊版の本は、近隣の小規模本屋において広く仕入れられ、中国の都市を横断する行商人の三輪車で売られる。

9. 中国がハリウッド映画の著作権保護を約束

(Xinhua News Agency、2005年7月16日)

中国映画当局と映画協会(MPA)は、ハリウッド映画の著作権保護目的で、米国ホーム・ビデオ海賊版製品に対する海賊版対策の覚書に署名した。

米国商務長官 Carlos Gutierrez の中国訪問中に今週初めに達した知的財産権保護の相互一致に続いて、中国文化省(MOC)とラジオ、映画テレビ担当の国家政府組織 (SARFT)は、水曜日に MPA と同意した覚書にサインをした。

同覚書によれば、中国の海賊版対策局は、米国ホーム・ビデオ海賊版製品をターゲットにする行動計画を作成する。中国が海賊版映画製品を識別することを可能にするため、MPA は MOC と SARFT へ会員企業が中国で3か月毎に上映される予定の米国映画の公表日時やタイトルを提出する。

SARFT の Zhang Pimin は、中国で著作権侵害と格闘することが米国側の関心を単に引きつけるだけでなく、中国の映画産業にも大きな関係がある重要問題であると述べた。

現在、MPA はウォルト・ディズニー、ワーナーブラザーズ、ユニバーサル、20世紀フォックス、パラマウント、メトロ・ゴールドウィン・マイヤー、ソニーの計7つのハリウッド会員企業が加盟している。中国の捜査当局は昨年1億7500万の海賊版ディスクを摘発し、21の地下生産ラインを破壊した。

10. 床メーカーが特許侵害で告訴

(Dow Jones Chinese Financial Wire、2005年7月20日)

いくつかの外資系企業が知的財産権侵害で中国のラミネート床張り材料メーカーを告訴した。米国床張り材料メーカーとオランダの Unilin 社が、米国の関税定率法第 337 条でに基づく調査を依頼するため、米国裁判所へ請願書を提出した。

外資系企業は、中国企業がラミネート床張り材料にロッキングシステムを使用することについて特許を侵害したと主張する。中国材木分配協会は、本件に同意するように中国のラミネート床張り材料メーカーに要求している。

11. 中国が医薬産業の知的財産権保護強化を

(Xinhua News Agency, 2005 年7月20日)

国家食品医薬品局(SFDA)の Zhang Qingkui は、知的財産権首脳フォーラムの開会式で、中国が医薬産業で知的財産権(IPR)を保護する法的制度を有しなければ、新薬の 60%がもはや存在しないという懸念を表した。

「IPR 保護は、新薬の研究開発を促進する」と中国製薬大学(CPU)の Ding Jinxi 教授は述べた、「しかしながら、中国の同産業での知的財産権保護について、特に教育は比較的弱い。」という。

22 の製薬大学に対する CPU と中国東部の江蘇省の当局によって行なわれた調査では、浙江州と上海だけが、医学の知的財産権保護を重視しているという。

薬学知的財産権首脳フォーラムは、産業財産権保護意識を改善することを誓って、SFDA によって開催された。

12. 中国が漫画を特許販売につなげる

(NewsTrak Daily, 2005 年7月21日)

香港に本社がある特許ライセンス企業の Zhen Tung International 社は、漫画製品の自社ブランド構築で巨大な商機を見出す。香港と中華人民共和国は、全世界の顧客を目標にする漫画を生産するために強い背景や生産技術を有している。

漫画が国際的に出版された後、Terracotta Warriors stationery、DVD、CD、玩具、ファッション、贈答品を生産するために、創作者はメーカーに漫画特許権を販売する。これらの製品は 15%の特許料を計上する。Zhen Tong 社は、いくつかのメーカーが許可について既に連絡をしてきたことを明らかにした。

13. 偽ナイキスポーツ靴が中国で摘発

(China Daily, 2005 年7月27日)

679,000 ドル相当の 13,000 足以上の偽ナイキ・スポーツシューズが、中国南部の広東省の首都である広州の Baiyun 地区の倉庫から摘発された。

広東省工商行政管理局の経済調査チームによる 2 ヶ月の調査は、偽靴が保管された住宅地区の隠れ家の発見に結びついた。

同局の Hu Yanni 職員によれば、政府は 6 月初めに、広東で多くの偽スポーツシューズが販売されていることに関して中国ナイキの商標代理店から苦情を受けた。

工場所有者は摘発を逃れたため、同事件はより広い調査のために警察へ移管される。

14. 税関が最大の偽物組織を強襲

(*China Daily*, 2005 年 7 月 28 日)

香港税関は、香港最大の偽造製品シンジケートを打ち砕き、総額 6,250 万香港ドルの模倣品衣服や革製品を押収した。3 か月の調査の後に行われたこの襲撃は「狙撃兵」とコード名をつけられた。

この取締りで、税関検査官は、一つのショップ、8 つの会社、3 つの倉庫および 5 つの銃学などの 18 の対象場所を調査し、21~48 歳の 9 人の男性と 2 人の女性を逮捕した。検査官は、推定 10 億香港ドルの模倣品衣服と皮革製品計 157,000 点を押収した。

税関局は、商標権侵害に関して重大刑事法を適用し、同シンジケートが起こした推定 2000 万香港ドルの犯罪を止めようとしている。

香港の多くの衣服貿易商社と日本の小売ネットワークがシンジケート活動に関係していたことは、税関調査で明らかにされた。検査官は、会社名を明らかにしなかった。

日本人のバイヤーは香港へ来て、模倣品を選択し注文する。一旦対象商品のモデルと量が確認されれば、シンジケートは中国本土で製造する準備に入る。その後、商品は香港に輸送され、日本への配送に備えて香港で保管された。

15. 米国と香港トップが知的財産について議論

(*BBC Monitoring Asia Pacific*, 2005 年 7 月 30 日)

米国商務省の Robert Zoellick 副長官は、今週末、北京を訪問する時、中国の高官と外交政策と経済学について議論すると述べた。Zoellick 氏は、最高行政官の Donald Tsang と会見した後にこの意見を述べた。

同副長官は、Tsang 氏との会合で香港の地域経済と最近の政治的変更に関して新たに学んだとして。また、飛行協定と知的財産権保護が議論されたトピックであるとも述べた。

マレーシア

2005 年 7 月ニュース

1. 知的財産権保護を強化

(*Business Times*, 2005 年 7 月 8 日)

地域での国際貿易と投資分野の競争力においてリードするために、マレーシアは、知的財産権保護を強化するとともに、公共事業輸送システムを改善する。

「マレーシアが製造から研究開発に重点移動するため、知的財産に対して有効な保護策を施さなければならない」と在マレーシアの米国大使 Christopher J. LaFleur が述べた。

大使は、米国大使館とクアラルンプールの米国-マレーシア商工会議所の支援でマレーシア・製造業者連盟が主催した「米国-マレーシアビジネスの強化」セミナーで講演した。大使はマレーシアが知的財産権円卓会議のコンセプトについて、パートナーである米国とすぐに同意することを望んでいる。

同円卓会議は、知的財産侵害の影響に関する注意を喚起し、同問題を鎮圧するための情報や戦略を共有し、米国が支援できる資源を識別して、マレーシアが国内の法施行制度の有効性を強化できるようにする。

2. 全案件の 26% だけが裁判所へ

(Bernama Daily Malaysian News, 2005 年 7 月 20 日)

様々な官庁が 1999 年から 2005 年まで 133,564 の知的財産権に関する検索を行ったが、34,592 件だけが訴訟され法廷に持ち込まれたと、Datuk V.L Kandan が 2005 年マレーシア商業不正行為と金融犯罪会議の 2 日目に「法的手段による回復策：その有効性」というテーマの論文で述べた。

同氏は、同期間に押収された商品が総額 335,567,389 リンギッドで、主にコンピュータ・プログラム、VCD、CD、CD-ROM、LD、DVD、ビデオ・音楽のカセットであると述べた。12,840 回の捜査が今年、1 月から 6 月まで行われ、1,385 の検索となった。また、摘発された権利侵害商品は総額 70,552,458 リンギッドにもなった。

シンガポール

2005 年 7 月ニュース

1. フランスの Lacoste が中国の裁判でロゴ使用を勝ち取った

(Dow Jones International News, 2005 年 7 月 13 日)

(Xinhua News Agency, 2005 年 7 月 13 日)

フランスのスポーツウェア・メーカー Lacoste は、衣類でワニロゴ使用に関する中国の法廷闘争でシンガポールの競争相手に勝訴した。上海高裁は、シンガポールに本社がある Crocodile International 社へ権利を付与する判決を言い渡した。

両会社は、10 年間以上中国でわずかに異なるワニロゴのついた衣類を販売している。この事件は、中国の模倣品海賊版製造者による広範囲な商標複写への苦情がある中で、関心を引き寄せていた。

2. 国内特許法の本が出版

(*The Straits Times Newspaper*, シンガポール, 2005 年7月29日)

シンガポール経済は若干の上昇下降はあるものの、創作意欲は非常に強く多くの知的財産を生み出している。シンガポールで初の特許法についての本の出版記念会で、Chan Sek Keong 司法長官は、同本が学者と弁護士の両方にとって大変有用であると述べた。

同本は、Alban Tay Mahtani&de Silva 法律事務所の職員とシンガポール知的財産オフィスの2人の職員による共同編集で、書きあげるのに一年もかかった。

フィリピン

2005 年7月ニュース

1. NBI が海賊ソフトを摘発

(*Philippine Daily Inquirer*, 2005 年7月4日)

国家調査局(NBI)の捜査官は、Makati 市の襲撃で 200 万ペソ相当の海賊版コンピューター・ソフトウェアを摘発した。NBI 知的財産権部門は、Gil Puyat 通り ITC ビル 3 階にある Wireless Technology Solution Inc.社を襲撃し、海賊版 Autodesk ソフトウェアやコンピュータを押収した。

AutoDesk 製品の現地流通業者は、同社ソフトウェアの複製が市場で氾濫していることを知った後に、当局の支援を求めた。

2. 知的財産権を扱う特別裁判所が必要

(*Business World*, 2005 年7月27日)

知的財産庁(IPO)は、知的財産権事件専門の特別裁判所の設立を提案した。

IPO 長官の Adrian S. Cristobal Jr.は最高裁判所長官の Hilario Davide に提案を提出した。現在、IP 事件は、高等裁判所に指定された商業裁判所で扱われている。

IPO 長官は、国の首都地域に2つの特別裁判所の設立を提案した。一つは Makati 市に、もう一つはマニラ市に設立する。

IPO は、特別裁判所の設立が米国通商代表部の優先要注意リストから同国が外されるための同国の努力を押し上げると主張した。IPO 長官は、特別裁判所の設立が IP 事件解決を促進し、政府の模倣品や海賊版に対する活動を振興することにもなると述べた。

インドネシア

2005年7月ニュース

1. インドネシアと日本が協力の焦点をあわせる
2. 著作権法の施行
3. オープンソースのソフトウェア

1. インドネシアと日本が協力の焦点をあわせる

(*The Jakarta Post Newspaper*, 2005年7月19日)

日本とインドネシアは、貿易投資および知的財産権での協力を強化する経済連携協定(EPA)の締結を目指し、一連の交渉を行っている。

知的財産権グループは情報交換と協力の焦点を絞っている一方、協力の専門家グループは、インドネシアの民間部門のキャパシティー向上分野に努力を注ぎ、質や基準及び技術的要求事項の改良を通じ、日本や国際市場に参入できるようにする。

2. 著作権法の施行

(*Kompas*, 23頁, 2005年7月7日)

インドネシア共和国州警察犯罪調査部の捜査官は、2005年7月6日(月)に、アドビ、オートデスク、マクロメディア、マイクロソフト、シマンテックなどの無許可ソフトウェアを含む33,418枚のコンパクト・ディスクの海賊版ソフトウェアという証拠で、8人の売り手について、首都ジャカルタの高等検察庁へ告訴した。

19/2002 著作権法に従い、同被告人らを訴えた。著作権侵害製品を販売流通させることで、被告人は同法の72(2)条により最高5年間の禁固刑ないし最大500万ルピーの罰金に処される。

3. オープンソースのソフトウェア

(*Kompas*, 41頁, 2005年7月21日)

昨年からの Indonesia Go Open Soft(IGOS)キャンペーンを通じて、政府は Open Source Software(OSS)の利用を宣伝し始めた。IGOS の体裁は、ソフトウェア著作権侵害を克服する知的財産権(IPR)法によって後押しされ、先進国と発展途上国との間の情報技術ギャップを克服する国際フォーラムにつながった。

OSS はライセンス使用料を払わずに、自由に使用することができるソフトウェアである。OSS は柔軟な特徴を持っており、したがって、開発者に始めに利用するときに料金を払う必要なしに、自由に使用修正し、必要に応じて開発することができる。

OSS は無料だが、インドネシアの人々はコンピュータを初めて使用する時からウィンドウズに慣れている。したがって、OSS システムを活用することはまだユーザを混乱させる。

ベトナム

2005年7月ニュース

1. ベトナムがシリコン・バレーとの協力を促進
2. 米国で初の銀行商標認定
3. 海賊版模倣品がベトナムの重要な繊維展示会を乱した
4. ベトナムは5つの主要水産品用に商標を開発

1. ベトナムがシリコン・バレーとの協力を促進

(*Thai News Service*、2005年7月4日)

国家経済を発展するため、ベトナムは米国や他国で暮らしているベトナム国民、特にシリコン・バレーで働く者の援助と協力を受けたいと科学技術省の Tran Quoc Thang 副大臣が述べた。Thang 氏は、ベトナムが科学、ハイテク、バイオ技術、製造分野に関して、ベトナム系アメリカ人から知識移転を受けたいと述べた。

会合に出席しているほとんどのシリコン・バレーの企業家は、ベトナムで事業を確立しており、同国での投資機会をさらに求めている。Palo Alto にある Advantek 社の重役は、ベトナムで先端技術の研修コースを実行する計画があると述べた。

会合で、多くの企業家が、ベトナムの一貫しない法制度、法施行の有効性、および知的財産権保護に対する懸念を示した。何人かの企業家は、同国の先端技術産業を発展させるように、ベトナム政府がより多くの投資を研修分野に注ぐべきことを提案した。

2. 米国で初の銀行商標認定

(*Vietnam News Brief Service*、2005年7月7日)

ベトナム投資開発銀行(BIDV)は、海外で商標登録する最初のベトナムの銀行として、7月6日にハノイで米国特許商標庁から商標登録証を受け取るセレモニーを執り行った。

BIDV の産業財産権についての代理人である Pham & Associates 法律事務所によれば、米国当局は、米国の金融・銀行サービス分野で、BIDV 商標の登録・保護を認定した。

同認定により、BIDV 商標は 10 年間保護される。また、同行が望めば、期間延長も可能である。

3. 海賊版模倣品がベトナムの重要な繊維展示会を乱した

(*Thanh Nien News*、2005年7月19日)

6 日間の 2005 年ベトナムファッションフェア(VFF)は海賊版模倣品を展示するブースの存在により、その他参加企業を非常に不満にした。看板や企業詳細がないそれらのブースは主として中国の海賊版模倣品を展示する。

更に、ナイキ社が VFF に参加しなかったことが確認されたにも関わらず、多くのブースにナイキ商標やロゴをつけた製品が展示されていた。VFF での偽ナイキ製品の展示について、ナイキ社は、Vitas、貿易省、産業省、ベトナム商標保護当局への告訴を起こした。

4. ベトナムは5つの主要水産品用に商標を開発

(*Thai News Service*, 2005 年7月29日)

水産省は、小エビ、tra 鯰と basa 鯰、まぐろ、tilapia、Mollsuk の5つの主要水産品のための全国的な商標の開発に投資した。

さらに、同省は、ベトナム最南の Ca Mau 州の小エビ、南部 Ben Tre 州の蛤、南部地域の An Giang と Dong Thap の tra 鯰、および中央地域のマグロのような特産品の広告を支援する。

潜在的な主要輸出品について商標支援は、輸出を強化する支援になるだけでなく、世界市場に出回っているベトナム製品の商標も保護する。現在、小エビの輸出は年間水産品輸出高の50%を占め、毎年増加して、重要な役割を果たしている。魚輸出品は総輸出高の23%を占め、増加している。

インド

2005年7月ニュース

1. 生物多様性保護法が天然資源開発を保護する
2. KAU セミナー
3. インドは TRIPs の変更を求める

1. 生物多様性保護法が天然資源開発を保護する

(*The Hindu*, 2005 年7月2日)

知的財産権法の一部で新しく成立した 2004 年生物多様性保護法は、インドの豊富な天然資源が無許可の他国によって開発されないように保証すると国家環境森林省の A. Raja 大臣が述べた。

「インドは、国連生物多様性保全条約(CBD)の目的を達成する法律を制定する最初の国の1つである。生物多様性保護法は、ポスト-WTO 時代で我々の同意のない他国によって、我々の天然資源が開発されないことを保証する」と同大臣が Chennai で述べた。

2. KAU セミナー

(*The Hindu*, 2005 年7月24日)

「よりよいマーケティングへ特産品の地理的表示(GI)保護」に関する州レベルワークショップは、Vellanikkara の園芸大学セミナー・ホールで開催された。

特産品の販売と GI の密接な関係に関する意識を醸成し、法的アプローチや将来のアクション活動によって保護する方法を目指した同ワークショップは、Karala 農業大学 (KAU) の知的財産権科、植物繁殖局、Horticulture 大学遺伝学科によって共同開催された。

3. インドは TRIPs の変更を求める

(The Hindu, 2005 年 7 月 30 日)

インドは、伝統的知識及び生物多様性を保護するため WTO の TRIP 協定の変更を要求した。31 人の貿易大臣への手紙では、通商産業省の Kamal Nath 大臣は、公衆衛生課題について今年後半香港訪問において大臣宣言を出すと示唆した。

伝統的知識所有者が貧しく、不利な人という大きな階層と強い関係があるため、この問題についてより積極的な戦略を始める必要があると同大臣は強調した。「私たちは論理的結果へのプロセスをとるために香港渡航前に共通立場を形成する必要がある」と同大臣が述べた。
